



犬の登録および狂犬病予防注射 巡回実施のお知らせ

狂犬病予防法により、犬の所有者は狂犬病の予防注射を年1回受けさせることが義務付けられており、受けさせなかった場合は、20万円以下の罰金に処するとされています。

本年も下表の日程で、犬の登録手続と狂犬病予防注射の巡回を実施しますので、犬を飼っている方は代金を持参の上、最寄りの会場で予防注射を受けてください。犬の登録をしていない方は、登録料金も必要となります。

なお、ワクチンだけを渡すことはできませんので、必ず飼い犬を連れてきてください。

狂犬病予防注射は、今回の巡回実施のほか、動物病院でも受けることができます。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクを着用の上、お越しください。

※新型コロナウイルス感染症の状況等によっては、延期または中止となる場合があります。その場合は町ホームページ等でお知らせします。

狂犬病予防注射代金 1頭につき **3,240円**

登録料 1頭につき **3,000円**

※登録済みの場合は、必要ありません。

令和3年度巡回行程

●5月23日(日)

Aコース 注射実施者：秋本動物病院・秋本浩志先生		
①	9:30 ~ 9:40	黄金会館前
②	9:50 ~ 10:00	大麻会館前
③	10:30 ~ 10:45	光進会館前
④	10:55 ~ 11:05	泉川会館前
⑤	11:20 ~ 11:30	西春別風連会館前
⑥	11:50 ~ 12:00	上西春別小学校前
⑦	13:05 ~ 13:20	役場西春別支所前
⑧	13:35 ~ 13:50	大成地域センター前
⑨	14:05 ~ 14:15	福島会館前
⑩	14:25 ~ 14:40	上春別地域センター前
⑪	14:50 ~ 15:00	恩根内会館前
⑫	15:10 ~ 15:20	上西別会館前

Bコース 注射実施者：たなか獣医科病院・田中暁子先生		
①	9:30 ~ 10:00	別海緑町内会館前
②	10:05 ~ 10:20	別海川上町公園
③	10:25 ~ 10:45	別海第2旭町内会館前
④	10:55 ~ 11:05	東矢白別会館前
⑤	11:15 ~ 11:25	北矢白別会館前
⑥	11:45 ~ 11:55	開南会館前
⑦	12:05 ~ 12:15	役場上風連連絡事務所前
⑧	13:20 ~ 13:30	上風連東部会館前
⑨	13:40 ~ 13:55	奥行会館前
⑩	14:20 ~ 14:30	走古丹地域防災センター前
⑪	14:45 ~ 15:00	本別海地域センター前
⑫	15:10 ~ 15:20	昭和会館前

●5月30日(日)

Aコース 注射実施者：ムラノ動物病院・村野敬先生		
①	9:30 ~ 9:45	J A 中春別前
②	9:50 ~ 10:05	中春別福祉館前
③	10:15 ~ 10:25	菊水会館前
④	10:45 ~ 10:55	平成会館前
⑤	11:05 ~ 11:20	東公民館前
⑥	11:25 ~ 11:40	尾岱沼みなと公園
⑦	13:00 ~ 13:10	春別会館前
⑧	13:20 ~ 13:30	床丹会館前
⑨	13:45 ~ 14:10	美原会館前
⑩	14:20 ~ 14:35	旧美原小学校前
⑪	14:45 ~ 14:55	北西別会館前
⑫	15:05 ~ 15:20	別海町図書館駐車場
⑬	15:25 ~ 15:40	別海寿町労働会館前

Bコース 注射実施者：青い鳥動物病院・中田千佳夫先生		
①	9:30 ~ 9:45	別海川上町公園
②	9:50 ~ 10:05	別海第2旭町内会館前
③	10:10 ~ 10:35	別海憩いの森駐車場(役場側)
④	10:50 ~ 11:30	豊原会館前
⑤	11:45 ~ 11:55	中西別ふれあいセンター前
⑥	13:10 ~ 13:20	福富会館前
⑦	13:30 ~ 13:40	広野会館前
⑧	13:45 ~ 13:55	栄進会館前
⑨	14:05 ~ 14:25	西春別町内会館前
⑩	14:30 ~ 14:40	西春別本久町内会館前
⑪	14:50 ~ 15:10	西公民館前
⑫	15:15 ~ 15:30	役場西春別支所前



※多少天候が悪くても実施しますので、時間厳守でお集まり願います。

※犬の健康状態によっては、予防注射をできない場合もあります。

町ホームページ
検索キーワード

犬の登録と狂犬病予防注射



問合せ／町民生活担当 (内線1212)

後期高齢者 医療制度のお知らせ

制度の見直しについて

■均等割の軽減割合が見直されました

保険料均等割の軽減割合が、次のとおり見直されました。

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 (かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

【令和3年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
43万円+ 10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減
43万円+(52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方



■保険料の計算方法(令和3年度)

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 52,048円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和2年中の所得-43万円)×10.98%	=	1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	--	---	--

- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ・所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。
- ・前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

■問合せ/後期高齢者・医療給付担当(内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合TEL011-290-5601

し尿と家庭廃水の くみ取りのお知らせ

6月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、野付半島、上春別、上風連、奥行です。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに、お申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙(し尿処理専用)をご用意ください。

■申込み

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861
フリーダイヤル 0120-57-9310
※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。
役場町民課窓口、各支所と各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ/町民生活担当(内線1212・1213)

春のすずらん無料法律 相談のお知らせ

釧路弁護士会では、釧路弁護士会管内で弁護士が定住しておらず、法律事務所が開設されていない町村において、5月に無料法律相談を企画しており、本町でも次のとおり開催します。

弁護士不在地区における無料相談は、住民の生活の安全を図るための有益な方策です。

また、弁護士の存在を身近に感じていただく良い機会です。どうぞ気軽にご相談ください。

- 相談日時 5月19日(水)
午後1時30分から午後5時
- 相談場所 別海町役場
- 相談料 無料
- 予約期間 5月7日(金)から14日(金) ※予約制

■予約・問合せ/町民生活担当(内線1213)

